

盛岡築川風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 11 月

株式会社タカ・クリエイト

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年9月15日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和5年9月15日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・岩手日報

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報みやこ（令和5年9月1日発行：別紙2参照）

③ インターネットによるお知らせ

以下のURLに「News（新着情報）」を掲載した。

- ・株式会社タカ・クリエイト ウェブサイト（別紙3参照）

<https://takacreate.com/>

また、以下のウェブサイト情報が掲載された。

- ・岩手県のウェブサイト（別紙4参照）
- ・盛岡市のウェブサイト（別紙5参照）
- ・宮古市のウェブサイト（別紙6参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 4 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・盛岡市若園町分庁舎 環境部環境企画課
- ・盛岡市 築川支所
- ・宮古市庁舎 エネルギー・環境部環境課
- ・宮古市 川井総合事務所

② インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社タカ・クリエイト Web ページ（別紙 3 参照）

<https://takacreate.com/iwate.html>

(4) 縦覧期間

縦覧期間は、令和 5 年 9 月 15 日（金）から令和 5 年 10 月 14 日（土）であるが、意見募集のため令和 5 年 10 月 30 日（月）まで縦覧期間を延長し、その間、縦覧可能とした。

上記期間の縦覧可能な日時について、縦覧場所は各施設の開庁日及び時間とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は、0 名であった。

（内訳）

・盛岡市若園町分庁舎環境部環境企画課	0 名
・盛岡市築川支所	0 名
・宮古市庁舎エネルギー・環境部環境課	0 名
・宮古市川井総合事務所	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1～7参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和5年9月30日（土）15時00分から
- ・開催場所：築川老人福祉センター
(盛岡市川目第10地割78-1)
- ・来場者数：6名

- ・開催日時：令和5年10月1日（日）10時00分から
- ・開催場所：門馬地域振興センター
(岩手県宮古市区界3-32-20)
- ・来場者数：4名

また、公告・縦覧開始後、現地の築川自治振興会より要望を頂き、下記住民説明会を追加実施した。この説明会は築川自治振興会向けとし、振興会より地域住民の方々へ直接周知頂いた。

- ・開催日時：令和5年10月28日（土）18時30分から
- ・開催場所：築川地区振興センター
(岩手県盛岡市築川第5地割35-4)
- ・来場者数：13名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。(別紙8参照)

(1) 意見書の提出期間

令和5年9月15日(金)から令和5年10月30日(月)までの間とした。

(郵送の受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送またはメールによる書面の提出

(3) 意見書の提出状況

合計3名の方から合計3通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は27件であり、その内訳は以下のとおりである。

提出者(名)	意見書数(通)	意見数(件)
1	1	12
1	1	6
1	1	9
合計 3 名	合計 3 通	合計 27 件

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	【1】貴重な自然環境の保全に関して 岩手県の北上高地には、山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した多様で豊かな自然環境があり、一年を通して多様な野生動物が生息しております。特に盛岡市築川地区から宮古市区界地区にまたがる事業実施予定地やその周辺地域は、多数の鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっており、方法書 p. 23 や p. 103 にも示されているように、周囲には鳥獣保護区や同特別保護地区、区界高原自然環境保全地域、早坂高原青松葉山の生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)、北上高地緑の回廊、保安林など自然環境の保全に関わる様々な地域指定の網もかかっております。また少し範囲を広げると、貴重な自然環境の宝庫である早池峰国立公園や外山早坂県立自然公園なども存在します。さらに方法書 p. 69 にも示されているように、環境省は環境アセスメントデータベース(EADAS)の「風力発電立地検討のためのセンシティブティーマップ」で、北上高地全体を注意喚起レベル A3 に指定しております。また今回の方法書 p. 90 には当該事業予定地周辺の植生自然度の区分図も示されておりますが、自然度 5～8 レベルの里山の自然環境まで含めると、この地域のほとんどは中程度以上の自然度を有しております。つまり当該事業予定地域には一年を通して多様な野生動物が生息しており、特に様々な鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地として重要です。このような地域に大規模な風力発電施設の建設を行うと、この地域の自然環境、特に鳥類の生息環境に重大な影響が及ぶ可能性が強く危惧されます。 従って当会は、貴社に対して当該地域における風力発電事業計画の白紙撤回を強く求めます。	今後、動植物などの生息及び生育状況について、現地調査を実施してまいります。これらの結果等を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。
2	【2】希少猛禽類の生息環境の保全に関して 当該事業予定地域やその周辺には、イヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類が高密度で生息しており、そのことは今回の方法書 p. 68 のメッシュ図にも示されております。特にイヌワシとクマタカは環境省の「レッドリスト2018」では絶滅危惧ⅠB類、岩手県の「いわてレッドデータブック」ではAランクに指定されており、それらの生息環境の保全が強く求められております。また文化財保護法においては国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においても国内希少野生動植物種に指定されています。つまりイヌワシ保護は今日の我が国の重要課題の一つになっていると言えます。岩手県には我が国に生息するイヌワシの20%ほどが生息しており、特に北上高地はイヌワシの高密度生息地として日本国内に残された貴重な地域となっています。当会のこれまでの観察でも、当該事業予定地域を含む広いエリア内には複数のイヌワシのペアが複数箇所で営巣し繁殖しておりますし、餌場（狩り場）としての利用頻度も極めて高い地域です。このような地域に大	今後、クマタカやイヌワシ等の希少猛禽類の生息に十分留意し、鳥類の生息状況及び飛翔状況について、現地調査を実施してまいります。これらの現地調査結果等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。

（表は次ページに続く）

	型風力発電施設を建設することは、イヌワシの繁殖行動に多大なる悪影響を与える恐れがあります。風力発電施設は主に「バードストライク」と「風力施設の忌避により狩り場（餌場）が放棄されること」の2点の危険要因によりこれらの希少猛禽類の生息を脅かします。そのうえ、北上高地には既に数箇所風力発電施設が稼働しており、その結果として岩手県内各地で特にイヌワシの繁殖や採餌の適地が消滅しております。このような状況下で新たに北上高地に風力発電施設が稼働すると、生息環境の一層の悪化を招くことになります。 従って当会は希少猛禽類の生息環境の保全の立場より貴社の方法書に示されている当該事業計画の中止を強く求めます。	
3	(1) 風力発電施設の設置は、山の稜線を猛禽類や大型鳥類が飛ぶ際にバードストライクの可能性を高めるとともに、風力発電施設やその周辺の広大な地域から希少猛禽類を排除することに繋がります。実際に岩手県内では、2008年9月に釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しており、またかつてはイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山地区の天峰山付近の地域では、姫神ウインドパークの稼働に伴いイヌワシの姿が全く見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地域が失われた同様の事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。すなわち希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策は確立されておられません。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省）などのガイドラインを参考にし、最新の知見についても収集に努めます。本事業における環境保全措置を検討し、バードストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう計画熟度を高めてまいります。
4	(2) 貴社の方法書 p.7～p.8 に示されている通りに当該事業が進められると、山の尾根筋に最大高度178.5mの3ブレード型風車11基が林立することになります。この178.5mという高度は、これまでの種々の研究結果によりイヌワシの主な利用高度とされる高度帯とほぼ重なることが知られており、このままでは施設の稼働に伴いイヌワシのバードストライクの可能性が高まります。既存の3ブレード型の風車が頻繁にバードストライク・バットストライクを起こしていることは過去の膨大なデータにより明らかになっておりますし、既存の風力発電施設においてブレード塗装やシール貼り付け等の対策が希少猛禽類のバードストライク防止にあまり有効でないことも既に実証されております。釜石広域ウインドファームで発生したイヌワシのバードストライクも3ブレード型の風力発電装置によるものでした。 従ってこのような過去の事例を教訓とし、当該地域での風力発電事業計画を中止するよう強く求めます。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省）などのガイドラインを参考にし、最新の知見についても収集に努めます。今後実施する現地調査結果より、バードストライク・バットストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう本事業における環境保全措置を検討し、計画熟度を高めてまいります。
5	(3) 当該地域付近の各所にイヌワシの繁殖地や採餌適地（狩り場）が点在していることは、私どものこれまでの観察により明らかになっております。 これに関して、岩手県内で現在稼働している風力発電施設に近隣するイヌワシ営巣地では、繁殖に成功しない状態が続いており、その大きな理由の一つとして挙げられているのが餌不足です。つまり事業規模の大小に関わらず風力発電施設の稼働開始に伴いイヌワシがその地域を忌避し、その結果として、近接するイヌワシの採餌適地（狩り場）が失われていると判断されます。イヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩り場に近接する地域等での風力発電施設の建設を避ける必要がありますので、方法書 p.68 に示されているイヌワシの分布メッシュ内での風力発電施設建	今後、現地調査の結果等を踏まえて事業計画の計画の熟度を高めます。また、イヌワシ等の希少猛禽類の生息に十分留意し、鳥類等の生息状況について現地調査を実施してまいります。なお、イヌワシについては、餌場等の利用が見られた場合においても、専門家等の意見を参考に、影響を回避又は極力低減できるよう環境保全措置等を検討してまいります。

	設には強く反対いたします。	
6	(4) (3)とも関連しますが、当該事業の計画の中で風力発電施設や付随して必要となる変電施設や送電網をどこにどのように設置するのかについて、今回の方法書 p. 7 には「現在検討中」と記述されているのみで具体的な記述が見られません。またアクセス用の道路についても一般国道 106 号線からのアクセス道路 1 本のみの計画となっているようです。しかしこのような大規模工事の機材搬入や稼働後のメンテナンスのため、複数のアクセス用道路を設置するのは常識であろうと思いますし、その場合に想定される別ルートは今回の方法書に記述はありません。本来であればこれらの設置の造成・改変工事や施設の運用自体が当該地域の自然環境に悪影響を及ぼすはずですが、それにも関わらず今回の事業計画はこのように具体性や今後の見通しが欠けたものになっております。これでは事業規模を小さめに公表して自然環境に配慮しているように見せようとする意図があると受け止めざるを得ません。繰り返しとなりますが、イヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩場に近接する地域等での風力発電施設や関連施設の建設を是非とも避けていただく必要があります。	造成工事による森林伐採量、斜面の掘削等による残土の量については、準備書において明らかにいたします。 ご指摘のとおり山野災害は防災上の重要なテーマであると考えております。森林開発による山野災害の可能性の有無に関しては、森林法に基づく許認可制度において厳格に審査されるものであり、本事業の造成計画においても防災上の対策が十分講じられているか否かについて、審査の中で明らかになるものと考えております。
7	【3】渡り鳥の生息環境の保全に関して 日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛行コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖・冬鳥の生息等が観察されます。しかも近年の鳥類調査技術の飛躍的進歩に伴い、それまでに解明されていなかった渡りのコースなども明らかになってきております。 実際に大型渡り鳥に発信器を装着して追跡したところ、北上高地がガンカモ・ハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートとなっていることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが知られるようになりました。今回の方法書 p. 63～p. 67 などでもマガン・ヒシクイ・オオハクチョウや猛禽類の渡りの確認事例が記載されております。また当該地域には、環境省のレッドリストで準絶滅危惧種に、いわてレッドデータブックではBランクに指定されているオオジシギも渡来し、繁殖しております。重要な鳥類は方法書 p. 72 に挙げられているミゾゴイ、ブッポウソウ、アカモズ、チゴモズに止まらず、p. 75 に示される全ての鳥類が生息状況の把握の対象となるべきものです。風力発電施設が北上高地の至る所に設置される状況になれば、これらの渡り鳥の生息環境の攪乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライク発生等の危険性が非常に高まります。 従って当会は、ガンカモ類や猛禽類を含む多くの鳥類の生息地と渡りのコースの保全の立場より、貴社の方法書に示されている当該事業計画の中止を強く求めます。	今後渡り鳥等の主要なルートになっているかなど、調査を実施してまいります。鳥類に関してはスポットセンサス法による調査等も実施してまいります。これらの現地調査結果等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。
8	(1) 風力発電施設の稼働に伴うバードストライクにより、小鳥類や渡り鳥をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることはこれまでに世界各地で多数報告されています。また風力発電施設の稼働が、渡り鳥の行動範囲の制約や渡りのコースの攪乱に繋がる要因となることも知られております。そのためこれらの渡り鳥の生息地域に風力発電施設を建設する場合には、事前の詳細な生息状況調査が特に不可欠です。過去の失敗事例に学ぶ保全対策の検討も欠かせません。しかし、方法書の p. 52～p. 53 や p. 73 には	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省)などのガイドラインを参考にし、最新の知見についても収集に努めます。今後実施する現地調査結果より、バードストライク・バットストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう本事業における環境保全措置を検討してまいります。また、公表されている過去の事例も踏まえ、影響を回避又は極力低減できるよう計画熟度を高めてまいります。

	それらに関する文献が含まれておらず、これらの問題点にきちんと向き合い解決しようとする姿勢が感じられません。またこの方法書の中には、実際にこの発電施設の稼働に伴うバードストライクの事前予測に関する検討や、仮にバードストライクが発生した場合の対応などに関する記述も見られません。	
9	(2) 日本野鳥の会が2016年に実施した全国オオジシギ生息調査では、本州での生息地域の減少が顕著であることが明らかになっております。ここで方法書の資料4に示されているように、当該地域にはオオジシギが繁殖しており、私どもも長年その観察を継続しております。オオジシギはその習性により風力発電施設でのバードストライクの可能性が高いとされております。しかし今回の方法書の中では、当該地域のオオジシギに特化した生息状況調査やバードストライクの可能性評価は検討項目に入っておらず、このままでは当該事業計画においてオオジシギの生息環境の保全への配慮は不十分であると言わざるを得ません。	今後、現地調査を実施し調査範囲において確認があった重要な種に該当する種を予測対象としております。予測及び評価を実施した上で、必要に応じた環境保全措置を検討いたします。
10	(3) 一般に鳥類は飛行により広い範囲を移動しますが、特に猛禽類は広い行動圏を有します。しかし方法書p. 225やp. 229～p. 230に示される「動物の調査位置」を見る限りでは、一般鳥類の調査範囲は当該事業計画地の近隣に限られ、行動範囲の広い猛禽類やガンカモ類でも、事業予定地域から距離的にほぼ3km以内の限られた範囲の調査に留まるようです。これに関して、方法書p. 189の専門家のご意見の中に「イヌワシが常時利用することは考えにくい」との文言がありますが、当該地域で調査範囲を少し広げるだけで、複数のイヌワシの営巣地が含まれるようになることをこの専門家はご存じなのでしょうか。そして当該地域で「時たまイヌワシが姿を見せる」という事実は、行動範囲の広いイヌワシが確実にこの地域を利用している証です。またここに示される鳥類の専門家のご意見の中には希少猛禽類以外の鳥類に関するものが含まれておらず、ガンカモ類の渡りやオオジシギの繁殖などに関する言及が全くありません。このままでは当該地域の鳥類全般の生息状況の正確な把握は困難であるため、ここは北上高地の鳥類の生息状況に、より詳しい複数の専門家のセカンドオピニオンを聴取して、その意見を事業計画の中に積極的に取り入れていただく必要があります。	今後、現地調査を実施し調査範囲において確認があった重要な種に該当する種を予測対象としております。予測及び評価を実施した上で、必要に応じた環境保全措置を検討いたします。
11	(4) 風力発電施設の影や低周波音を含む騒音が近隣住民の生活環境や健康、さらに牧畜業などに悪影響を及ぼす恐れがあることは以前より知られておりますが、それにとどまらず、当該地域の鳥類の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。しかし今回の方法書においては、近隣の住居等と風車の影や騒音に配慮する記述はところどころに示されているものの、低周波音を含む騒音が野生動物の生息、例えば夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類の生息にどのような影響を及ぼすかという観点には全く触れておりません。また今後の計画の具体化に伴ってそれらに関わる調査も必要となるにも関わらず、そのような調査を実施するか否かについての記述も見られません。このままでは野生生物保護に関して環境影響評価に値する調査結果は得られ難いと考えられます。	風力発電機の影や低周波音を含む騒音が野生動物の生息に与える影響について国や地方自治体等が採用している知見等は、現状無いものと認識しております。環境影響評価制度において、今後、国や地方自治体等より調査手法や指針等が示された場合において、適切に対応いたします。
12	【4】風力発電施設の累積的影響に関して 近年は「面としての環境保全」の考え方にに基づき、風力発電事業計画全般に対して「他事業者との情報共有・	計画されている他事業者の事業計画については、10km以上の離隔があるため、現段階では累積

情報収集を行い、実現可能な事業の内容を検討し、その結果を記載すること」、及びそれらの複数の事業計画による累積的環境影響の適正な評価が強く求められています。そしてこの考えに沿う形で、この方法書の p. 14～p. 15 には隣接する他の事業者の風力発電事業計画として 3 件、稼働中の風力発電事業が 1 件表示されています。しかしそれ以外に、北上高地の近隣地域において「袖山高原風力発電事業」が既に稼働しており、その北側にはさらに多くの風力発電事業計画の予定地が並んでいます。また北東部に目を向ければ、「SGET 岩泉ウインドファーム事業」の建設工事がまさに開始されようとしております。 仮に当該事業計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て稼働することになれば、北上高地を東西南北に縦・横断する風力発電施設の長い繋がりが生じることになり、鳥類の生育環境に及ぼす累積的影響は計り知れないものになると懸念されます。それにも関わらず、この方法書の中にはこれらの風力発電事業計画全体の累積的環境影響を科学的に評価しようとする方向性が全く示されておりません。今回の配慮書の通りに当該事業計画が進められれば、北上高地の広大な地域において、希少猛禽類の生息阻害やガン・ハクチョウ類の渡りルート遮断などの起こる恐れが十分に想定されます。	的影響としては、想定しておりません。
--	---------------------------

表 2-1(2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	1. P189: 本事業区域は絶滅寸前のイヌワシの営巣地に近く、区界方面への飛翔ルートに当たるため絶対に認められないと、小生がヒアリング時に述べたが、そのヒアリング記録が全く記載されていない。別の専門家は事業区南東部直近の兜明神嶽にイヌワシがよくパーチしていたことをかつて述べていた。事業者都合の良い助言内容のみを掲載するのは大きな問題がある。P189の専門家は、「地形がなだらかなのでイヌワシが常時利用することは無い」と言うが、北上高地はほぼ全域がなだらかな準平地地形であり、そこに日本一多くのイヌワシが生息する。2008年には準平原にある風車にイヌワシが衝突死している。イヌワシはなだらかな尾根上でも採餌活動を高頻度で行っており、クマタカは周囲の斜面林内を採食に主に利用し、尾根上には境界争いで出現する。	ご相談時に提起されました問題・課題につきましては、然るべき施策を講じ、対応してまいります。 また、ご指摘いただきましたクマタカの尾根上の境界争いやイヌワシの採餌活動について留意し、今後、現地調査の上、対応してまいります。
14	2. P241: 生態系上位性種としてクマタカを扱おうとしているが、本事業区域の全域が盛岡イヌワシの行動圏であることは別の専門家がかつて報告していた。それによれば、牧草地等が新たにできればイヌワシは行動圏を拡大すると述べている。今回の事業区には牧草地が多く含まれ、近傍の岩神山北西部などに大規模な伐採地が新たに創出済みで、さらに風車建設でヤードや取り付け道路ができればイヌワシが寄って来るのは必須である。また、上述のクマタカの生態的特性や p189 の専門家の意見から見ても、本事業における上位性種はイヌワシでなければならない。	方法書においては生態系上位性種としては、事業地周辺において営巣の可能性が想定されること、四季を問わず確認が想定される選定種として、クマタカを選定いたしました。猛禽類調査における出現状況等を踏まえた上で、生態系上位性種の見直しを含め生息実態に合わせた検討を行ってまいります。方法書においては猛禽類調査を 1.5 か年としておりましたが、調査期間を見直し 2 年間といたします。
15	3. P214、p215 及び資料 16: 猛禽類の調査範囲としてクマタカを主な対象として周囲 1.5km としているが、イヌワシでは少なくとも 6km は必要である(猛禽類保護の進め方改訂版 p15 の 2 行目)。さらに、最近の岩手県内の調査では営巣期で巣から 13km、非営巣期で巣から約 25km の範囲で活動していることが分かった。事業区北側では別の風力計画がいくつも進められており、これらとの累積影響を後発の本事業者自らが調査解析する義務がある。従って本事業者は、事業区域周辺半径 25km 内のイヌワシの行動内容を観察定点間隔 3km、定点数 70 カ所で少なくとも 2 年間は調査する必要がある。さらに、猛禽類保護の進め方では、繁殖成功年を含む 2 年間としていることから、確実に繁殖成功した年次の調査を含むものでなければならない。	猛禽類調査における出現状況等を踏まえた上で、生態系上位性種の見直しを含め生息実態に合わせた検討をいたします。ご指摘のとおりイヌワシが生態系上位性種となる可能性も考慮し、今後の現地調査において、イヌワシの採餌環境としての利用や繁殖行動等が認められた場合には、定点の地点数、定点配置及び調査範囲について検討してまいります。なお、猛禽類調査の調査期間を見直し 2 年間といたします。
16	4. P161: 事業区域の内外は大半が岩手県自然環境保全指針図における B ランクになっており、その多くがイヌワシの採食地である。風力発電が稼働開始になると、クマタカと同様に風車周辺半径 500m 程度 (78.5ha) のイヌワシ出現数が極端に減少することが分かっている(姫神山、貞任和山高原)。従って、供用に当たって事業者は好適餌狩場が使えなくなった面積(11 台 x 78.5ha=864ha 内の好適採食地面積、及び風車列の巣から反対側でバリア一効果により使えなくなった面積)を求め、その分の代償措置として自ら純増で新たに創出供与する義務が生じる。種の保存法対象種であるイヌワシについて、法第 34 条には土地の占有者は種の保存に留意する義務があると明記されている。一方、事業区周辺の森林の大半は水源涵養保安林であり、岩手県の再エネ促進区域の除外区域であり代償措置を取ることができないため、実質、餌狩場は不足する事態になり、種の保存法に違反することになるのは明白である。	現況についてはご指摘いただきましたイヌワシの採餌活動について留意し、今後、現地調査を実施してまいります。また、必要に応じて、専門家の助言等を得ながら採餌環境の創出についても検討を行ってまいります。
17	5. 本事業区直近に巣を構えるイヌワシについては、日	本事業の事業地は、民有林及び築川農業協同組

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	本野鳥の会が購入した保護区一帯で、この 25 年間イヌワシ保護のための巢の補修や餌狩場の造成を数団体が共同で実施してきた。盛岡築川風力事業によりイヌワシが消失した場合には、風車の稼働停止や撤去など相応の責任を取って頂く。それでもイヌワシが戻らない場合には、本イヌワシ営巣地保護のために、盛岡市や野鳥の会等が購入した土地代約 9000 万円と数団体の保護管理経費 1000 万円、計 1 億円の損害が生ずることになり、賠償訴訟の対象になる。	合、築川生産森林組合の地内で開発を進め、周辺への影響、猛禽類、野鳥他への影響を最小限にできるような事業計画を検討しております。 なお、餌場についても、他に確保できるよう検討を進めておりますので、訴訟対象にならないよう慎重に進めてまいります。
18	6. ヒアリング時の小生の質問「風車から油が漏れる事故により牧草が使えなくなる。」について、そのような事故は無いと回答しているが、2017 年北海道松山、2020 年下北六ヶ所、2023 年能代沖などで油漏れ事故が発生しており、発生事実を隠蔽している。	私どもの関係している風力事業では、油漏れでの牧草が使えないような事象は把握しておりません。また、風車構造、性能を製作者、事業者の立場から精査して問題のない風車選定をしております。

表 2-1(3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 3）

No.	意見の概要	事業者の見解
19	1. 計画は、区界高原近郊の山野開発で問題です。 事業計画地周辺には、区界高原、緑の回廊、鳥獣保護区、保安林もあり開発は疑問です。区界高原は長年、登山、自然観察会など地元住民に親しまれ、保全、利用されてきた地域です。計画は、これまで保たれてきた生態系、野生生物への影響(特に希少ワシタカ類のバードストライク、哺乳類(バットストライク)、昆虫類、植物)、工事による景観、森林伐採、残土処理、沢水の濁り、山野災害の懸念など問題が多い。地元で親しまれてきた地域の開発は、止めるべきです。	今後、現地調査を実施いたします。これらの結果等を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減できるよう、また、安全性にも配慮し、計画熟度を高めてまいります。
20	2. 計画地は盛岡市の希少猛禽類イヌワシの繁殖地近郊でもあり問題です。 岩手県は環境基本計画にイヌワシの繁殖率の目標値を掲げているが、達成困難な状況が続き目標値を低く変更、昨年の巣立ち最低の1か所でした。岩手のイヌワシは、各地でペアの消失が増えており、危機的な状況にあります。計画が実施されると、この地域のイヌワシの絶滅も不思議ではない。イヌワシは全国で個体数の減少が著しく、増殖が難しい種であることから、生息地の開発は止めるべきです。この地域のイヌワシは、植林地も多く餌不足から採餌の範囲が広範囲であることが知られています。計画地周辺には、兜明神から岩神岳にかけては草地が広がり定期飛来採餌場である可能性は高く、計画地周辺の観察記録もあります。 また、計画地周辺には複数のクマタカが繁殖している地域であることも問題です。計画地周辺では、ハチクマ、ノスリ、ガンハクチョウ類、小鳥の渡りも観察されています。区界高原にはオオジシギも繁殖している。大型風車は目立ち景観が悪い。県北の高森高原の風発で、コウモリ類の被害が出ています。計画地周辺にも、希少コウモリ類の記録があり、衝突が懸念されます。	今後、渡り鳥及び希少猛禽類のほか動植物について現地調査を実施いたします。重要な種として選定した種については、予測評価を行い、その結果等を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。
21	3. 計画の3枚ブレード方式の風車は、バードストライクの要因です。 計画は、出力46,200kw、1基4200kw(高さ178.5m)の大型風車を11基立てる設置する計画は、地域の環境に与える影響は甚大です。特に尾根を、風を利用して移動するイヌワシ、クマタカなどには尾根上の高い大型風車は障害となります。2008年9月に釜石ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しています。 様々な方式の風力発電器機も開発されているが、計画の防護も無いむき出しのブレードではバードストライクを防ぐ手立てがありません。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省)などのガイドラインを参考にし、最新の知見についても収集に努めます。今後実施する現地調査結果より、バードストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう本事業における環境保全措置を検討してまいります。また、公表されている過去の事例も踏まえ、影響を回避又は極力低減できるよう計画熟度を高めてまいります。
22	4. 山野災害が懸念されます。 風力発電は、各地で強風等による倒壊、ブレードの落下事故が報告されている。方法書には、工事による森林伐採量、斜面の掘削等による残土の量が記載されていない。最近温暖化による大型台風、グリラ豪雨、竜巻などによる山野災害が懸念されます。岩泉では台風10号の豪雨で甚大な被害がでている。災害の要因となる山野の開発計画は止めるべきです。	造成工事による森林伐採量、斜面の掘削等による残土の量については、準備書において明らかにいたします。 ご指摘のとおり山野災害は防災上の重要なテーマであると考えております。森林開発による山野災害の可能性の有無に関しては、森林法に基づく許認可制度において厳格に審査されるものであり、本事業の造成計画においても防災上の観点から対策が十分講じられているか否かについて、審査頂くものと考えております。
23	5. 累積的影響評価が問題です。 周辺地域の薮川、宮古岩泉、有芸、川井に風発、太陽光の既設、計画があり累積的影響評価も大きな問題です。現状では北上高地のほぼ全域の高原、牧野等にイヌ	計画されている他事業者の事業計画については、10km以上の離隔があるため、現段階では累積的影響としては、想定しておりません。

(表は次ページに続く)

	ワシの生息が確認されている。メガソーラーは、イヌワシ狩場の消失、風発はイヌワシのバードストライクが問題です。送電塔や送電線も、猛禽類や渡り鳥のバードストライクの要因です。複数の計画が乱立すると、野鳥など生物に大きな影響がでます。ほぼ県内すべての牧野に再生エネ計画がある現状では、イヌワシの行き場がありません。 累積的影響評価は、監督官庁である環境省、イヌワシの生息状況や実情を把握している県の専門員が指導的役割を果たし、風発、メガソーラーの環境影響評価は行政が公正に判断すべきです。センシティブティマップは、機能しておらず疑問です。	
24	6. 電力の需給予測と節電対策 今年 2023 年夏の記録的な猛暑でも電力は逼迫しなかった。国内の電力の自給率は低いと言われるが、現実的ではないと感じる。回は国際的な温暖化対策に足並みを合わせて、十分な検討がなされないまま風力発電など再生エネ計画を推進しているように感じる。狭い国土の日本では、風力発電設備は、地域の環境に与える影響が大きい。東京都が新規建物へのソーラー設置の義務付けは、時代の流れとして納得します。国は原発の再稼働や新規原発開発を表明。企業は、再生エネルギーは不安定電力として歓迎していないように見受けられ、新規火力発電の稼働、今後の新規火力の稼働予定報道など混乱している。岩手県は、梁川ダムを発電ダムとし、木質バイオマス発電、メガソーラー、風力発電も県内各地で計画が日白押しで、岩手にこれ以上の電力が必用なのか疑問です。都市のイベントのライトアップなど電力浪費と見られる事例も多く、SDGs の推進からも、電気は将来の経済や人口減少予測を適正に判断し電力の需要を求め、多く作るのではなく、節電対策を推進するべきです。	国のエネルギー政策については、一事業者として論評できる立場にはございませんが、「第6次エネルギー基本計画」は2050年のカーボンニュートラルの実現、気候変動問題への対応並びに日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服という目的を踏まえて策定されており、本事業においても、我が国のエネルギー需給に寄与し、岩手県の方針にも合致するものであると考えております。また、同時に地域の活性化に貢献するものとなると確信しております。
25	7. 合同会社は問題です。 再生エネルギー事業は、稼働時には合同会社に変更のケースが多く問題です。 この計画には、合同会社への変更はないのか？	本事業会社は、合同会社ではありません。今後の開発についても、弊社が中心になって開発を進めてまいります。
26	8. 適正な環境影響評価と適切な保護対策を望みます。 方法書では、猛禽類調査、渡り鳥調査は月当たり3日連続の調査を短く、他の調査も調査項目も多く十分な調査はできないと思われる。一日当たり調査時間は午前8時から16時と年間ほぼ同じです。春から夏の長い日照時間帯でも、野鳥の最も活動する早朝、夕刻の時間帯など繁殖期の重要な時間帯の調査が実施されないとても緩い内容です。コウモリや多くの渡り鳥は夜間に移動するが有効な調査は期待できません。イヌワシの餌資源調査は、ノウサギの糞粒調査のみで、現状ではイヌワシは餌不足であるので、餌資源分析にはいつも疑問がある。	渡り鳥調査としては、日の出前後及び日没前後についても、調査を実施することとしており、渡り鳥の種類に応じた調査時間帯についても、検討してまいります。また、県及び国の審査等を踏まえ、より適切となるよう調査計画についても適宜見直してまいります。
27	9. 専門家の意見 資料には、専門家の意見も掲載されている。『イヌワシが常時利用することは考えにくい』との記載は疑問です。専門家の意見は、大変重要で事業の可否判断材料となります。匿名とせず氏名を公表することで専門家の権威が証明されます。専門家は、イヌワシ保護を優先し、公正中立な環境影響評価をよろしくお願いします。	個人情報保護の観点から、専門家の氏名等は匿名としております。

○日刊新聞紙による公告

・岩手日報（令和5年9月15日（金）朝刊

米中二大国を軸に「新冷戦」と呼ばれる陣営対立が激しくなる中、相手国の情報収集と分析を担う情報機関が改めて注目されている。

お知らせ
「環境影響評価法」に基づき、「盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社タカクリエイト
代表者の氏名 代表取締役 高島 保夫
事務所の所在地 愛知県一宮市八幡二丁目一
二、対象事業の名称 盛岡築川風力発電事業
種類 風力（陸上）
規模 発電設備出力：最大四万六千二百キロワット
三、対象事業実施区域 岩手県盛岡市及び宮古市の行政界周辺
四、関係地域の範囲 岩手県盛岡市、宮古市
五、縦覧の場所 盛岡市若園町分庁舎環境部環境企画課、盛岡市築川支所宮古市庁舎エネルギー環境部環境課、宮古市川井総合事務所
縦覧時間 令和五年九月十五日（金）から令和五年十月十四日（土）まで
縦覧期間 令和五年九月十五日（金）から令和五年十月十四日（土）まで
電子縦覧 <https://takacriest.com/>
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をもちたの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函くださるか、令和五年十月三十日（月）までに左記の問い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください（郵送の場合は当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一、開催日 令和五年九月三十日（土）十五時から
築川老人福祉センター（岩手県盛岡市川目十七八）
二、開催日 令和五年十月一日（日）十時から
門馬地域振興センター（岩手県宮古市三地割三二〇）
八、問い合わせ先 株式会社タカクリエイト 高島 保夫
電話 〇九〇・九〇七・三六二六（土・日・祝日を除く九時半から十八時まで）メールアドレス takacriest@outlook.jp

眼底検査を受けるのだ!

大人のみなさん、目の健康、気にしていますか?
目の病気は、進行するまで

○地方公共団体の広報誌による「お知らせ」

・ 広報みやこ 9月1日号

information

市民意識調査（アンケート）へのご協力を

市企画課

市では、市総合計画後期基本計画（令和7～11年度）の策定にあたり、市の現状に対する市民の皆さんの満足度や、重要と考える施策などを把握するため、市民意識調査を実施します。

無作為抽出した対象者に調査票を郵送するほか、インターネットを利用した公開調査を行います。

■期間 9月1日（金）～20日（水）

■対象 <郵送調査>18歳以上の市民3,000人
<公開調査>どなたでも回答可能

■回答方法 右記QRコードから回答

■問い合わせ 市企画課企画調整係（☎68-9064）



Uターン就職や移住に関する個別相談会

市産業支援センター

市にUターン就職を検討している人や、その家族などを対象とした相談会です。対面のほか、オンライン相談も可能です。

■日時 ①9月20日（水）午前10時～午後4時、午後7時～8時②9月23日（土）午前10時～午後4時※1回あたり1組1時間程度

■場所／参加料 市民交流センター／無料

■申し込み方法 専用の申し込みフォーム（右記QRコード）から申し込み

■申込期限 開催日の3日前まで

■問い合わせ 市産業支援センター商業労政係（☎68-9067）



風力発電事業に係る環境影響評価方法書を縦覧

市環境課

姉タカクリエイトが、本市と盛岡市で計画している「盛岡釜川風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧と説明会を開催します。

【縦覧】

■期間 9月15日（金）～10月13日（金）※土・日・祝日は除く

■時間 午前8時30分～午後5時15分

■場所 市環境課（市役所4階）、川井総合事務所
※インターネット（右記QRコード）でも縦覧可

【説明会】

■日時 10月1日（日）午前10時

■場所 門馬地域振興センター

【共通】

■問い合わせ 市環境課環境係（☎68-9078）

家庭生活支援員の養成講座受講生を募集

岩手県母子寡婦福祉連合会

ひとり親などの家庭をサポートする、家庭生活支援員の養成講座の受講生を募集します。

受講後、希望者は家庭生活支援員として登録し、子育て支援に協力いただきます。

■受講期間 10月3日（火）～12日（水）（全6回）

■場所 イーストピアみやこ、シートピアなど

■対象 県内に在住のひとり親家庭などへの支援にご協力いただける女性

■定員／参加料 10人／無料

■申込期限 9月22日（金）

■申し込み 岩手県母子寡婦福祉連合会（☎019-623-8539）

宮古市内の交通事故・犯罪件数
（7月1日～31日）

■交通事故件数 ▷人身事故＝4件▷死亡者＝0人
▷負傷者＝4人▷物損事故＝59件
※みんなで飲酒運転をしない、させない、許さない環境を作りましょう

■犯罪件数

▷侵入盗＝0件▷自転車盗＝0件

▷万引き＝0件▷車上狙い＝0件

▷振り込め詐欺＝通報16件（被害0件）

▷もうけ話の詐欺＝通報0件

▷子どもへの声かけ事案など＝2件

※「介護施設に優先的に入居できる入居権が不要なら、他の人に譲ってほしい」などかかたる特殊詐欺の予兆電話が増えています

■問い合わせ 宮古警察署（☎64-0110）

おめでた
おくやみ

7/29～8/15（届け出順・敬称略）

○生まれた赤ちゃん○

大澤来海（らう） 小堀内（翼）
伊藤美羽（みう） 館ヶ下（胡桃）
永田龍星（りゅうせい） 早稲橋（里志）
千葉詠巴（うたは） 近内六丁目（裕太）
横田佳大（けいた） 近内六丁目（泰明）
木村珀月（はづき） 崎山一（海斗）

■亡くなった方■

及川政彦（64） 田の神一丁目
大手要太郎（86） 小沢二丁目

戸村義美
高橋貞子
金澤京子
佐藤 瑞
山崎 忠
君澤スミ
百川フミ
畠山良一
盛合幸子
村上糸子
盛合好子
信夫忠男
奥堂キミ
小川清一
鈴木トモ
盛合政章
中澤美佐尾

(86) 鴨崎町
(93) 築地二丁目
(85) 根市
(86) 千徳町
(81) 下町（津軽石）
(94) 小山田二丁目
(93) 川内
(80) 長根三丁目
(84) 根井沢
(87) 黒森町
(86) 泉町
(75) 君田
(97) 神田沢町
(51) 西町四丁目
(103) 西ヶ丘四丁目
(68) 新町
(90) 館合町

田代真由美 (57) 太田二丁目
佐々木尚武 (78) 佐原四丁目
梅沢義男 (85) 牛伏
三上富貴子 (74) 下町（田老）
田代道男 (84) 西町三丁目
刈屋孝和 (71) 緑ヶ丘
浅沼マサ子 (91) 光岸地

※婚姻、離婚、養子縁組など、戸籍の届け出のときは、本人確認のため身分証明書の提示をお願いします

※届け出の際、広報への掲載を希望した場合に載せています

※住所については、行政区または土地の名称で記載しています

○インターネットによる「お知らせ」

・株式会社タカ・クリエイト ホームページ



株式会社 タカ・クリエイト

090-9907-3626

お問い合わせ

[Top](#)
[Business](#)
[Company](#)
[Contact](#)
[Privacy policy](#)

再生エネルギー開発・コンサルティングのことならお任せ！
人や地球にやさしい企業を目指す

Taka Create

株式会社 タカ・クリエイト

Corporate philosophy

目指すのは、サステナブルな社会の創出
タカ・クリエイトの再生可能エネルギー関連事業

- 1 オンサイト電源開発事業
- 2 オフサイト電源開発事業
- 3 FIT、FIP電源開発事業
- 4 風力、太陽光、バイオ、蓄電システムの事業開発
- 5 エネルギー関連機器、システムの販売・仲介・コンサル

SDGsへの取り組みやCSR活動へも積極的に取り組んでまいります。

Greeting

人と地球にやさしい企業

世界、日本が求める脱炭素社会実現の中で、カーボンニュートラルの実現に向けて、「人と地球にやさしい企業」を目指し、代表である私たちのエネルギー関係事業50年経（設立創設所）の経験と幅広いチャネルとリレーションを有効活用し、更なるチャレンジ精神により、次世代へエネルギーの脱炭素化システムの構築やカーボンニュートラルの実現に、少しでも貢献したいとの強い思いから「忘れるところ、道徳」の概念をもって、これから、更に新たな事業を創造し、地域活性化へ少しでも貢献できるよう精一杯邁進してまいります。

特に、「ミッション、ビジョン、バリュー、カルチャー」のHVVCを基に次世代への貢献を目指してまいります。

代表取締役 高島保夫

Contents

- Business
- Company
- Contact
- Privacy policy

News

2023年09月15日
『滋賀県電力発電事業 環境影響評価書』の公表及び経緯について

2023年03月15日
『滋賀県電力発電事業 環境影響評価書』の公表及び経緯について

2022年03月23日
ホームページオープンしました。

Company

会社名	株式会社タカ・クリエイト
代表者	代表取締役 高島 保夫
本社住所	〒491-0903 愛知県一宮市八幡2丁目1-1
TEL	090-9907-3626
FAX	0586-52-2179
資本金	500万円
設立月日	令和3年2月24日
事業内容	再生可能エネルギー事業の企画、開発及びこれらに付随するコンサルティング業務、エネルギー事業関係のシステム化、PPA化・コンサル、エネルギー事業関係機器、システムの販売、仲介業務
取引銀行	みずほ銀行一宮支店

トップ 事業案内 会社概要 お問い合わせ プライバシーポリシー

Copyright © 株式会社タカ・クリエイト All Right Reserved

ブログ

Just another WordPress site

トップ

検索

「盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

2023年0月16日 | WPMaster

詳細はこちらから
<https://takacreate.com/moroka.html>

📁 未分類

古い投稿

「岩手県戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

検索

検索

最近の投稿

「盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

「岩手県戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

ホームページオープンしました。

アーカイブ

2023年0月

2023年3月

2022年3月

カテゴリー

未分類

トップ

Powered by WordPress Theme by Themehaus



株式会社 タカ・クリエイト

090-9907-3626

電話対応時間:9時~17時半 土日休み

お問い合わせ

[Top](#)
トップ

[Business](#)
事業案内

[Company](#)
会社概要

[Contact](#)
お問い合わせ

[Privacy policy](#)
プライバシーポリシー

Morioka

「環境影響評価法」に基づく「環境影響評価法」の公表及び閲覧について

令和5年9月15日

「豊岡・高岡風力発電事業 環境影響評価法」の公表及び閲覧について

株式会社タカ・クリエイト

環境影響評価法に基づき「豊岡・高岡風力発電事業 環境影響評価法」(以下、方法書)を公表いたします。

■方法書の概要

【閲覧場所】

- ・豊岡市 若菜町分庁舎 環境部 環境企画課
- ・豊岡市 高岡支所
- ・高岡市庁舎 エネルギー・環境部 環境課
- ・高岡市 川井総合事務所

【閲覧期間】

令和5年9月15日(金)から令和5年10月14日(土)までの開庁日及び時間

■インターネットによる方法書の公表

- ・<https://takacreate.com>

【方法書一冊】



目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

2.2 対象事業の内容

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の状況

3.1 自然状況

3.2 社会的状況

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法

4.1 環境影響評価の項目の選定

4.2 調査、予測及び評価の方法の選定

第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

【方法書一冊】



※方法書及び要約書は、令和5年9月15日(金)から令和5年10月30日(月)までご覧いただけます。
但し、印刷することはできません。

■意見書の提出

【意見書提出方法】

本環境影響評価法について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、閲覧場所にある意見書にご捺印をいただくか、下記お問い合わせ先へ郵便にてお送りください。
意見書用紙は下記よりダウンロードしてください。

[意見書用紙 \(Word形式\)](#)

【意見書の受付期間】

令和5年9月15日(金)から令和5年10月30日(月) ※郵送の場合は、当日消印有効

■説明会の開催

【開催日程及び場所】

- ・豊岡市

令和5年9月30日(土) 15時00分より 高岡老人福祉センターにて
(岩手県高岡市川目10-78-1)

- ・高岡市

令和5年10月1日(日) 10時00分より 門馬地域福祉センターにて
(岩手県高岡市川目3-32-20)

■お問い合わせ先

株式会社タカ・クリエイト

〒491-0903
岩手県一宮市八幡2-1-1-1203
Eメール: taka.c.1971@outlook.jp
※Eメールによる、方法書の内容に関するご意見、お問い合わせはお受けしておりません。

Contents

Business

事業案内

Company

会社概要

Contact

お問い合わせ

Privacy policy

プライバシーポリシー

News

お知らせ

2023年09月15日

「豊岡・高岡風力発電事業 環境影響評価法」の公表及び閲覧について

2023年03月15日

「岩手県高岡風力発電事業 環境影響評価法」の公表及び閲覧について

2022年03月23日

ホームページオープンしました。

[トップ](#)
[事業案内](#)
[会社概要](#)
[お問い合わせ](#)
[プライバシーポリシー](#)

©COPYRIGHT © 株式会社タカ・クリエイト ALL RIGHT RESERVED

・岩手県のウェブサイト



・盛岡市のウェブサイト

The screenshot shows the official website of Morioka City. The header includes the city logo and navigation links. The main content area features a large banner for the 'Morioka River Wind Power Generation Project Environmental Impact Assessment Method Book Review and Explanation Meeting'. Below the banner, there is a detailed announcement in Japanese, including the project name, the purpose of the review, and the schedule for the meeting. A sidebar on the left contains a list of links to various city services and information. At the bottom of the page, there is a footer with contact information for the Morioka City Office and a list of links to other city services.

盛岡市
MORIOKA CITY

盛岡市役所
〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12-2「赤坂所の地所」
電話：019-651-4111 ファックス：019-622-5211
各庁舎や各支所などの開庁日は、土曜・日曜日と祝日、年末年始です。
法人番号：6000020932018

盛岡市役所

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12-2「赤坂所の地所」
電話：019-651-4111 ファックス：019-622-5211
各庁舎や各支所などの開庁日は、土曜・日曜日と祝日、年末年始です。
法人番号：6000020932018

山形県の家賃
山形県庁舎
盛岡市へのアクセス
盛岡市の地図
市の関係機関

Copyright © City of Morioka. All Rights Reserved.

・宮古市のウェブサイト

「森・川・海」とひとが調和し共生する変らぎのまち

検索 検索方法

宮古市

読み上げ 文字の大きさ 画面切替

Language Japanese 中文 英文 中文 英文

市民の皆さんへ 観光される皆さんへ 事業者の皆さんへ 東日本大震災関連

ホーム > 宮古市の組織 > 環境部 > 環境課 > 風力発電事業にかかわる環境影響評価方法書の編纂について

風力発電事業にかかわる環境影響評価方法書の編纂について

更新日：2023年9月15日

●盛岡梁川風力発電事業 環境影響評価方法書の編纂のお知らせ

株式会社 タカ・クリエイトが計画している「盛岡梁川風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を取りまとめた「環境影響評価方法書」の編纂を行います。

インターネットでの編纂はこちら⇒ [Taka・Create](#)

■編纂期間：令和5年9月15日（金）～令和5年10月14日（土）
※土日祝日を除く
■編纂時間：8時30分～17時15分
■編纂場所：環境課（市役所4階）、川井総合事務所
■意見書受付期間：令和5年9月15日（金）～令和5年10月30日（月）

●環境影響評価方法書についての説明会を開催します

■日時：令和5年10月1日（日）10時
■場所：門馬地域振興センター
■問い合わせ先：株式会社タカ・クリエイト
〒491-0903 愛知県一宮市八幡2丁目1-1
TEL：090-9907-3626
Mail：takac.1971@outlook.jp

●お問い合わせ

エネルギー・環境部環境課
電話：0193-62-2111 ファクス：0193-63-9114

総合窓口課
生活課
福祉課
こども課
介護保険課
健康課
観光課
企業立地色澤課
産業支援センター
農林課
水産課
建設課
都市計画課
建築住宅課
危機管理課
消防防災課
会計課
上下水道部 経費課（公共企業）
上下水道部 施設課（公共企業）
上下水道部 生活排水課
商工事務局
教育委員会 総務課
教育委員会 学校教育課
教育委員会 生涯学習課
教育委員会 文化課
選挙管理委員会 事務局
監査委員 事務局
産業委員会 事務局

宮古市役所
〒027-4501 宮古市森山1-1（1日1番30号）
電話 0193-62-2111/ファクス 0193-63-9114/電子メール info@city.miyako.iwate.jp

プライバシーポリシー | 防災対策

・お知らせ

お 知 ら せ

「盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下「方法書」という）及びその要約書を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間及び時間

令和5年9月15日（金）～令和5年10月30日（月）
施設の開庁日及び時間に準ずる。

2. 閲覧にあたってのお願い

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、「意見書」に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、「意見書」のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送、もしくは電子メールで送付願います。

○受付期間 令和5年9月15日（金）～令和5年10月30日（月）
（郵送の場合は、当日の消印有効です。）

○送付先（郵送の場合）

〒491-0903 愛知県一宮市八幡2丁目1-1
株式会社タカ・クリエイト
高島保夫

○意見書の電子メール送付先 takac.1971@outlook.jp

○記載事項

- ①氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<https://takacreate.com/>

※閲覧に際して、方法書及び要約書への書き込み、持ち出し、コピー及び写真撮影は不可としています。

以 上

「盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

○意見書の提出期限 令和5年10月30日（月）〔当日消印有効〕

意見書

令和 年 月 日

[illegible]

備考

1. 意見書：氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）のご記入願います。なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の（No.）にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
2. その他：弊社では個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は適正に取り扱うこととしております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

